

建設キャリアアップシステム活用工事試行要領

(施行 令和8年1月1日)

(目的)

第1条 公共工事の品質を確保するためには、優れた技能と経験を有する技能者を将来にわたって確保・育成することが不可欠であることから、建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）の活用を促し、技能者の処遇改善及び中長期的な技能者の確保・育成に配慮することが求められている。

本要領は、神奈川県内広域水道企業団（以下「企業団」という。）が発注するCCUSを活用する工事（以下「CCUS活用工事」という。）の実施にあたり、必要な事項を定めるものである。

(用語の定義)

第2条 本要領において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。

(1) CCUS登録事業者

一般財団法人建設業振興基金に対し、事業者として自社の情報、雇用する技能者に関する情報又は建設現場に係る情報を登録するCCUSの利用者をいう。

(2) CCUS登録技能者

技能者のうち、一般財団法人建設業振興基金に対し、技能者として本人情報を登録し、就業履歴情報を蓄積するCCUSの利用者をいう。

(3) カードリーダー

CCUSに対応したICカードリーダーとする。

(4) 現場利用料

CCUSのシステム利用料のうち、技能者の就業履歴回数（カードタッチ）毎に発生する料金であり、元請けとして現場を登録する事業者が支払いを行う費用のことを行う。

(対象工事)

第3条 企業団が発注する令和8年1月1日以降の指名通知又は公告する工事で、請負人が希望する工事を対象とする。

(実施方法)

第4条 請負人は、CCUSを活用するにあたり、以下のとおり実施するものとする。

(1) 請負人は、工事着手前までにCCUSに本工事の現場・契約情報の登録を行うとともに、CCUSに対応したカードリーダーを設置し、現場作業全期

間に渡って運用を行う。なお、CCUSの活用にあたっては、システムの運用主体である一般財団法人建設業振興基金が作成する「建設キャリアアップシステム現場運用マニュアル」等に基づき、適正に実施するものとする。

(2) 請負人は、施工計画書に以下のことが確認できる書類及びCCUSの活用内容を記載し、監督員へ提出するものとする。

- ① CCUS登録事業者であること
- ② 現場・契約情報がCCUSに登録されていること
- ③ 技能者にCCUS登録技能者が含まれている（1名以上）こと

2 請負人の責によらない不測の事態が生じ、CCUSの活用が困難となった場合は、受発注者間の協議によりCCUS活用工事の対象外とすることができる。その際には、施工計画書を変更し監督員へ提出するものとする。

(実績の確認)

第5条 請負人は、以下の書類を工事打合せ簿に添付して監督員へ提出し、CCUSの活用状況について確認を受けなければならない。また、確認を受けた書類は工事完成図書に含めて、発注者へ提出するものとする。

- ① カードリーダーの設置状況が確認できる書類・写真等
- ② 就業履歴が確認できる書類（CCUS就業履歴一覧〔月別カレンダー〕等）

(工事成績評定への反映)

第6条 監督員は前条に掲げるすべての書類等が確認できた場合に、工事成績評定の「創意工夫」において1点加点するものとする。

2 第4条第2項の規定によりCCUS活用工事の対象外となった場合及び第5条の確認ができなかった場合であっても、工事成績評定を減点する措置は講じないものとする。

(CCUSに係る費用)

第7条 CCUS活用に係る費用（登録費用、カードリーダー設置費用、現場利用料等）は、請負人が負担するものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めがない事項については、受発注者間の協議により定めるものとする。

附 則

この要領は、令和8年1月1日から適用する。